

2023年4月7日

各 位

会社名 ア ラ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 尾上 徹
(コード番号：4015 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 井上 浩毅
(TEL 03-5414-3611)

第三者割当による新株式及び第22回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年3月22日付の取締役会において決議いたしました、株式会社 CARTA HOLDINGS に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第22回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本第三者割当増資」といいます。）について、払込が完了したことを確認しましたのでお知らせいたします。なお、本第三者割当増資に関する詳細につきましては、2023年3月22日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当により発行される新株式及び第22回新株予約権の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株式発行の概要

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2023年4月7日 |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 821,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき365円 |
| (4) 調達資金の額 | 299,993,500円（差引手取概算額287,993,500円） |
| (5) 増加する資本金の額 | 149,996,750円 |
| (6) 増加する資本準備金の額 | 149,996,750円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当先) | 第三者割当の方法によります。 株式会社 CARTA HOLDINGS |

2. 本新株予約権発行の概要

| | |
|--------------|-----------|
| (1) 割当日 | 2023年4月7日 |
| (2) 発行新株予約権の | 8,219個 |

| | | |
|-----|-----------------|---|
| | 総数 | |
| (3) | 発行価額 | 総額 821,900 円 (新株予約権 1 個につき 100 円) |
| (4) | 当該発行による潜在株式数 | 821,900 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。下限行使価額は 365 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 821,900 株です。 |
| (5) | 資金調達額 | 300,815,400 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 821,900 円 新株予約権行使による調達額 : 299,993,500 円 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。 |
| (6) | 行使価額及び行使価額の修正条項 | 当初行使価額 365 円 当初行使価額は、2023 年 3 月 22 日開催の取締役会直前の取引日の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) です。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額 (以下「修正基準日時価」といいます。)に修正することができます。ただし、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権の新株予約者 (以下、「本新株予約権者」といいます) に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 6 か月以上経過していない場合には当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される M S C B 等には該当しません。 |
| (7) | 行使期間 | 2023 年 4 月 7 日から 2025 年 4 月 6 日 (但し、2025 年 4 月 6 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日) まで |
| (8) | 募集又は割当方法 | 第三者割当方式 |

| | |
|---------|---|
| (9) その他 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| | <p>①行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年3月22日）時点における当社発行済株式総数（10,184,763株）の10%（1,018,476株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>②新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④割当先との間の割当契約における定め</p> <p>上記のほか、本新株予約権の割当先であるマイルストーン社と当社との間で締結予定の割当契約において、次の規定が定められています。</p> <p><新株予約権の取得請求></p> <p>割当先は、行使期間満了の1ヶ月前（2025年3月6日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該時点又は当該事由の発生時から行使期間満了日までの間いつでも、本新株</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>⑤その他前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|---|

3. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

| | | |
|-----|-------------|--|
| (1) | 増資前の発行済株式数 | 10,186,263 株 (増資前の資本金の額 698,812,880 円) |
| (2) | 増資による増加株式数 | 821,900 株 (増加する資本金の額 149,996,750 円) |
| (3) | 増資後の発行済株式総数 | 11,008,163 株 (増資後の資本金の額 848,809,630 円) |

※本新株予約権については行使前であるため加味していません。

以上